

# 入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和6年7月31日

独立行政法人農畜産業振興機構  
契約事務責任者 総括理事 新納 正之

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度はっ酵乳・乳飲料等の生産実態調査
- (2) 業務内容 令和6年度はっ酵乳・乳飲料等の生産実態調査に係る一般競争入札（総合評価落札方式）入札説明書一式のとおり
- (3) 履行期限 令和7年3月25日(火)まで  
ただし、調査報告書の初稿は令和7年1月31日（金）までを納入期限とする。
- (4) 納入場所 独立行政法人農畜産業振興機構酪農乳業部乳製品課
- (5) 入札方法 本件は、入札書及び提案書等の提出をもって入札させ、価格（入札金額）と価格以外の要素（提案内容）の総合評価値が最も高い者を落札者とする一般競争入札（総合評価落札方式）による。入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※ 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者としない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得な

い者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしないものとする。

（有資格者としてしないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者としてしないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な理由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、令和4・5・6年度全省庁統一資格における役務の提供等の「調査・研究」に登録されている者又は、令和4・5・6年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加者資格における業種区分「調査・研究」に登録されている者であること。
- (4) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 機構と契約書の締結が可能な者であること。
- (6) 機構と機密保持契約書の締結が可能な者であること。
- (7) その他入札説明書に記載の要件を満たす者であること。

### 3 問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル  
独立行政法人農畜産業振興機構 酪農乳業部 乳製品課 渡邊、高橋

TEL：03（3583）8603

FAX：03（3583）8473

E-mail : milk01 (アットマーク) alic.go.jp

※ (アットマーク) は「@」に直すこと。

※質問方法：メールの件名に「令和6年度はっ酵乳・乳飲料等の生産実態調査に関する質問」と記載し、上記アドレスに送信すること。  
なお、メッセージの最後に、社名、連絡先、質問者名を明記すること。

※質問受付期限：令和6年8月29日(木) 12時まで

#### 4 入札説明書の交付

##### (1) 交付期間

公告日から令和6年8月30日(金) 12時まで

(ただし、土日祝日を除く10時から17時まで)

##### (2) 交付方法

入札説明書の交付を希望する者は、上記3の問い合わせ先にメールにて連絡すること。なお、メッセージの最後に、社名、連絡先を記載すること。入札説明書は、原則メールでの送付とするが、郵送での資料交付を希望する場合は「郵送希望」と明示すること。なお、対面による資料交付は行わない。

##### (3) 入札説明書：入札説明書には、以下の書類を含む。

- ア 入札心得
- イ 仕様書
- ウ 応札資料作成要領
- エ 評価手順書
- オ 契約書(案)
- カ 機密保持契約書(案)

#### 5 入札説明会

入札説明会は開催しない。

#### 6 入札書及び技術提案書等の提出

##### (1) 提出期限

令和6年8月30日(金) 12時必着

(2) 提出場所

3の問い合わせ先

(3) 提出方法

本公告の入札に参加を希望する者は、(4)に示す書類を郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)により提出すること。

※1:書留など引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により送付すること。

※2:上記※1により送付する旨を事前に3の問い合わせ先に電話連絡すること。

※3:開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うことがあるため、再度入札を希望する入札者は、2通以上の入札書を提出すること。

※4:郵送するに当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」と、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回目」「3回目」等記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。

※5:代理人が入札を行おうとする場合は、入札心得に定める委任状を上記封筒に封入すること。

※6:入札の公平性、透明性を確保するため、入札書及び提案書等については密封の上、3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

※7:入札書及び提案書等の持参による提出は受け付けないものとする。

(4) 提出書類 入札書及び提案書等(入札説明書を参照のこと)

(5) 提案書等の取扱者 3の問い合わせ先の担当者に同じ

(6) その他

本件は、匿名として評価するため、提案書等の副本については、入札参加者の名称や氏名がわかる箇所(責任者や担当者の氏名、企業ロゴ等入札参加者の名称や氏名が事実上わかるものを含む。)をすべてマスキングすること。なお、マスキングを行っていない箇所を見つけた場合は、

軽微なものに限り、当該入札参加者に連絡の上、提案書の取扱者がマスクキングを行う場合がある。

## 7 技術提案会

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の日時において技術提案会を実施する。なお、技術提案会におけるプレゼンテーションは、対面又はオンライン（Microsoft Teams）で開催する。入札参加者それぞれの開始時間等の詳細については、6の（1）の提出期限までに技術提案書等の提出があった者に対して、前日までにメールにて通知する。

（1）日時：令和6年9月3日（火）10時00分から順次

（2）場所：独立行政法人農畜産業振興機構会議室又はオンライン

※入札参加者側のWebカメラ、ヘッドセット、マイク等は、入札参加者が用意すること。

※各者のプレゼンテーションは15分とし、その後質疑を行う。

## 8 提案書の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。なお、評価項目のうち必須項目について、基礎点に満たなければ不合格とする。

## 9 開札の日時及び場所（予定）

日時：令和6年9月4日（水）11時00分

場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階小会議室

※開札に立ち会いを希望する場合は、事前に3の問い合わせ先まで連絡すること。日時及び場所が変更となる場合、当該連絡のあった者に対して連絡する。変更がない場合は連絡しない。

※開札後、総合評価点の計算等を行うため、落札者の決定までに時間を要する。また、提案書の審査において不合格となった者の入札書は開札しない。

※1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合、

再度入札を行う。

#### 1 0 落札者の決定

本公告 2 の競争に参加する者に必要な資格に関する事項を満たす者であつて、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成 1 5 年 1 0 月 1 日付け 1 5 農畜機第 1 5 2 号- 2）第 1 3 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、契約事務責任者が入札説明書で示す評価項目のうち必須項目について要件を満たしている提案をした入札者の中から、契約事務責任者が定める総合評価の方法をもって得られた数値の最も高い者を落札者と定めるものとする。

#### 1 1 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 2 2 年 1 2 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

##### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び

数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ②当機構との間の取引高
  - ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構への提供を要する情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

## 12 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、返却しない。
- (3) 入札及び手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (4) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (5) 入札の無効  
本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者が提出した入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否  
要
- (7) 入札参加者は、6の提出書類について、開札日の前日までの間に機構担当者から当該書類に対し説明を求められた場合は、それに応じる

こと。

(8) 詳細は入札説明書による。